

平成19年9月28日

## 木造建築物用接合金物の認定の取り消しについて

木造建築物用接合金物認定規程第18条第1項の規定による認定の取り消しをしたので、同条第3項により次のとおり公表します。

### 記

1 取り消しをした年月日

平成19年9月21日

2 取り消しをした会社名等

1) 会社名 有限会社コヤマトレーディング

2) 工場名 威海安可金属製品有限公司

3) 認定番号 Z106-1

4) 認定金物 アンカーボルトM16

両ねじボルトM16

座金付きボルトM16W

角座金W6.0×54、W9.0×80

引き寄せ金物S-HD10、S-HD15、S-HD20、S-HD25

3 取り消しの原因となった事実

承認書に記載された工場における製造が確認できなかったため、平成19年3月1日に認定の一時停止を行ったところですが、その後の求めに対しても要件を満足する資料の提出がなされなかった。

1 取り消しをした年月日

平成19年9月21日

2 取り消しをした会社名等

1) 会社名 威海安可金属製品有限公司(申請代理者 有限会社コヤマトレーディング)

2) 工場名 威海安可金属製品有限公司

3) 認定番号 Z103-1

4) 認定金物 羽子板ボルトSB・F、SB・F2、SB・E、SB・E2

かすがいC

アンカーボルトM12

角座金W4.5×40

3 取り消しの原因となった事実

承認書に記載された工場における製造が確認できなかったため、平成19年3月1日に認定の一時停止を行ったところですが、その後の求めに対しても要件を満足する資料の提出がなされなかった。

以上